

第6章

オーストラリア

日豪「準同盟」論の課題

日豪防衛協力は新たな変革期に入りつつある。2007年3月の安全保障共同宣言によって開始された、災害救援や平和維持活動（PKO）に代表される非伝統的安全保障分野を中心とした協力関係の制度化を目指す「第1の変革」期から、いまや東南アジアにおける海洋安全保障分野の能力構築支援や豪海軍の新型潜水艦に係る装備技術協力を模索するなど伝統的安全保障分野に協力が拡大する「第2の変革」期に入りつつある。もっとも「第2の変革」期が成功裡に進展するために、日豪両国が克服すべき課題は多い。とりわけ中国の台頭に関する認識の一致と不一致の問題が今後の防衛協力の動向を見極める上で重要な要素であり続けるだろう。一方で、日豪両国は近年南シナ海における中国の埋め立て活動に対して「深刻な懸念」を一致して表明するなど、中国の台頭が地域秩序にもたらすリスクに対して足並みを揃えて戦略的メッセージを発信することに成功している。他方、このことは日豪両国の間で中国に関する問題意識が完全に一致していることを決して意味しておらず、日豪間の「チャイナ・ギャップ」の問題は依然として両国関係の発展にとり重要な論点として残り続けているといえる。したがって、中国の台頭に関する立場の一致だけではなく、認識の不一致点についても同時に注意を払い続けることこそが、日本が「準同盟国」と位置付けるオーストラリアとの防衛協力を今後着実に発展させる上で重要な試金石になるものと思われる。

1 ターンブル政権の発足と国防白書の見直し

(1) 首相交代と中国政策

2015年9月に行われた与党自由党党首選の結果、世論調査で低迷が続いてきたトニー・アボット首相は退陣し、代わってマルコム・ターンブル首相率いる新政権が発足した。新政権をめぐるのは、その対中政策がどのように展開されるかがオーストラリア国内外で注目されてきたといえる。アボット前政権が特に海洋における中国の一方的現状変更への試みに対して公然と批判し、またこの文脈で同盟国である米国、さらに

は日本といったパートナー諸国と足並みを揃える姿勢を示してきたことから、果たしてターンブル新政権がアボット政権時代の対中政策を軌道修正するのか、あるいは基本的方針を踏襲するのかについて活発な議論が展開されてきた。

振り返ってみれば、アボット前首相の対中姿勢は、同盟国米国をはじめとする価値観を共有する諸国との連帯感を重視する発想と密接に関連したものであった。アボット前首相は、野党時代に出版した自著『戦線』や複数の政策演説の中で、「アングロスフィア」と呼ばれる概念を自らの安全保障観を説明するキーワードとして多用してきた¹。アボット首相は、米英加豪ニュージーランドなどの国々から構成される「アングロスフィア」が近代の国際秩序を形成する上で大きな役割を担ってきたと強調している。「アングロスフィア」は「英語圏」とも訳されるが、アボット首相が同概念に込めた意味は決して共通言語や文化の一体性だけではなく、むしろ自由や民主主義といった共通の価値観の重要性である。このような視座から、アボット首相は「アングロスフィア」のリーダーである米国との同盟協力や、米国の同盟国である日本との戦略的連携を重視し、またその結果日米両国と一層足並みを揃えて、中国の「力による一方的な現状変更」の試みを含むさまざまなリスクについて公然と批判する姿勢を示してきたといえよう。

このような姿勢はアボット政権が発足した2013年9月直後から明確なものであったが、2015年に入っても変化しなかった。中国が南シナ海で埋め立てや人工構造物の建設を急速に進めることについて国際的な懸念が高まる中、2015年5月にケビン・アンドリュース国防相やデニス・リチャードソン国防次官がこれらの活動の即時中止を求める立場を公言し

ており、さらに2015年7月にはビショップ外相が南シナ海において「防空識別区」の一方的な設置に反対する立場を明確にしている²。またデービット・ジョンストン統合戦術司令官は南シナ海で豪軍が実施する通常の活動を継続する方針を強調したが、実際にバターワース空軍基地を拠点としたAP-3Cによる定期的な活動に加え、5カ国防衛取り決め(FPDA)の参加国が行うマレーシアおよびシンガポール防衛の仮想シナリオに基づく共同訓練「ブルサマシールド」を含む各種活動は予定どおり南シナ海で実施されている。なお、同演習には豪軍から潜水艦ランキン、アンザック級フリゲート艦パース、AP-3C2機などが参加している³。

このように中国の一方的な現状変更の試みに関して、批判的な姿勢を鮮明に打ち出してきたアボット前政権の政策を、ターンブル新政権はおおむね引き継ぐ姿勢を見せている。ターンブル首相は就任直後に出演したテレビ番組において、地域安全保障の課題として、中国が地域の安定と調和を乱さない形で台頭するよう必要な措置を講ずることの重要性を強調した。この文脈で、ターンブル首相は、南シナ海における中国の行動は「非生産的」とであると批判的に論じ、中国の活動は米国の地域関与を強化するという中国自身が望まない結果につながるだけであると警告した。さらに、10月13日にボストンで開かれた米豪外務・防衛閣僚協議「AUSMIN 2015」の共同コミュニケにおいては、南シナ海における中国の埋め立て活動について名指しで「強い懸念」を表明し、加えて南シナ海の埋め立て地や各種施設の建設などについて中国国家主席が「軍事化を追求する意図は無い」と述べた点を取りあげて「そのコミットメントを履行する」ように求める文言を入れた⁴。AUSMINの共同コミュニケにおいて中国を名指しで批判し、また国家主席に言及して行動を促す文言を採用したことは極めて異例であるといえるだろう。さらに、10月に米海軍の駆逐艦ラッセンが南シナ海において中国が進める埋立地から12海里以内で「航行の自由作戦」を実施すると、ターンブル政権は国防相声明を発出し、「航行の自由、上空飛行の自由」などを擁護し、「米国と緊密に協力し続ける」立場を明確に表明した⁵。

このようにターンブル新政権の発足後数カ月の動きは、少なくとも対中政策の分野においてアボット政権の姿勢とそれほど大きく変化したようにはみえない。ただ、現時点でターンブル政権の対中政策について評価を固めるのは早計だろう。今後、ターンブル首相独自の方向性が徐々に顕在化する可能性も残されている。例えば、ターンブル首相はオーストラリア国立大学のヒュー・ホワイト教授による著名な『パワーシフト』論文に関する書評記事を執筆した際に、米中間のパワーバランスの変化が必然的に、そして自然に両国間の関係や地域秩序の姿に反映されていくとの見通しを示すなど、アボット前首相の言説には見られなかった安全保障観も披露している。こうしたターンブル首相の安全保障観が今後どのような形でオーストラリアの安全保障戦略に影響を及ぼすのか引き続き注目していく必要があるだろう⁶。

(2) 国防白書見直し——豪軍の任務、体制、予算

ターンブル政権の安全保障戦略をめぐる第2の論点は、現在作成中の国防白書最新版の行方である。アボット政権は、2013年9月に発足して以来、新たな国防白書の策定方針を公言してきたが、その方針はターンブル政権においても継承されている。オーストラリアの国防白書とは、同国の戦略利益や目標、豪軍の任務、体制、態勢、予算を含む政権の基本的な考え方を包括的に示す最重要の公開文書であり、国防政策を検討する上で必要不可欠の分析材料であるといえるだろう。ターンブル政権は、アボット政権が約2年の歳月を費やして作成を進め、公表前の最終段階にあったとされる国防白書の作業を引き継ぐ形で発足した。したがって、政権交代が白書の内容にどのような影響を及ぼすのかが注目されてきた。

白書公表前の段階から、アボット政権は閣僚や高官による各種演説や予算措置を通じて白書に関する基本的な考え方を示してきたが、特にオーストラリアの戦略利益とこれに関連した豪軍の兵力体制に関する考え方について、画期的な概念を提示していたといえよう。ところで、

同国の戦略利益とは、ジョン・ハワード保守連合政権（1996～2007年）が公表した2000年白書以来、オーストラリア本土からの地理的距離の遠近に基づく「同心円状」の階層として概念化されており、①オーストラリア自身の防衛、②近隣諸国の安定、③東南アジアを中心とするアジア太平洋もしくはインド太平洋の安全保障、④グローバルな安全保障という形で優先順位が付けられてきた⁷。このような「同心円状」の戦略利益という考え方にに基づき、特に①に基づく必要な作戦を行う戦力の獲得を主要な「兵力体制決定要因」として位置づけ、また②に必要な戦力の構築を第2の考慮要因として重視し、これら2つの観点から構築された能力を使用して③および④に関する任務を必要に応じて実施するという方針をとってきた。特に、①は「オーストラリアの直接防衛」における「自助」ドクトリンとも呼ばれ、1976年に刊行された最初の白書以来一貫して豪軍の戦力体制を決定づける最重要事項であり続けており、具体的には、オーストラリアの北部に広がる「空海ギャップ／アプローチ」と呼ばれる地域一帯において限定的な紛争を闘うことをコンセプトの中心に据えている⁸。

このような戦略利益と豪軍の任務に関する長年の考え方を見直すかどうかは今回の白書策定プロセスの重要な論点であった。デービッド・ハーレー豪軍司令官は、2014年3月にキャンベラ大学で行った演説の中で、グローバルな力の変動や海洋の安全保障の重要性を念頭に豪軍の任務に関する上記の考え方を見直すことの意義について問題提起していたが、このことは白書プロセスのかなり早い段階から豪軍の任務を取り巻く基本的な考え方を見直す作業が進められていたことを示唆している⁹。

さらに、アンドリュース国防相は、2015年9月にインドの国防分析研究所において行った演説の中で、「オーストラリア大陸の防衛とオーストラリア北部の空海環境を国防プランニングの基礎とする歴史的な考え方」を続けることはできないとし、「地域の安全保障」と「グローバルなルールに基づく秩序」においてより大きな役割を果たしていくことが重要であると強調した¹⁰。そして、豪軍の兵力体制は、「オーストラリアとその

国益の防衛」、「地域安全保障と安定への積極的貢献」、「世界的な有志連合作戦への貢献」という3つの要素を考慮して行われるとした¹¹。このことは、新たに地域安全保障やグローバルな作戦を兵力体制の決定要因として明確に位置づける画期的な変化を示唆しており、過去30年間にわたる国防政策の中心的概念であった「オーストラリアの直接防衛」における「自助」を少なくとも相対化する方向性を示したものと考えられることができる。他方、これらの考え方はあくまでアボット政権下で示されたものであり、ターンブル政権が発表する白書の中身が、実際に豪軍の兵力体制決定要因についてどのような考え方を示すのかが注目される。仮に、アジア太平洋あるいはインド太平洋の地域安全保障が新たに兵力体制決定要因として位置づけられた場合、具体的にそのような文脈でどのような豪軍の活動なり作戦がイメージされているのかが注目される。

ただ、このような兵力体制決定要因に関する概念的变化が、豪軍の兵力体制について具体的にどのような影響を与えるのかは未知数である。振り返ってみれば、過去の国防白書においても兵力体制決定要因に関する概念的指針と実際に兵力体制が決定されたロジックにズレがあった可能性も指摘されてきた。例えば、2000年国防白書の作成に携わったヒュー・ホワイト教授（当時国防副次官）は、アジア太平洋地域において中国のような大国に対する連合作戦に効果的に豪軍が参加する上での所要を考慮に入れて第5世代戦闘機の導入方針が決定されたと証言している¹²。2000年白書はオーストラリアの直接防衛と近隣諸国の安定の2つを兵力体制決定要因と位置づける概念を打ち出していたが、仮に上記のホワイト教授の説明が事実だとすれば、白書が示した概念上の方針と整合的であるといえるのか疑問が残る。また、12隻の新型潜水艦導入を目玉とした2009年国防白書についても、作成チームを主導したマイケル・ペズーロ戦略担当副次官が、中国を念頭においた「オーバーヘッジング」であったと発言したとされる¹³。ペズーロ副次官の発言は事実である可能性が高いが、そうだとすれば、2000年白書とほぼ同様の形で兵力体制決定要因を概念化していた2009年白書の論

理と潜水艦導入の対中ロジックの整合性が問われてしかるべきである。仮に、上記の説明の通り、2000年白書以降、アジア太平洋地域の安全保障や中国の台頭が豪軍の兵力体制決定要因として実質的に扱われてきたとすれば、ターンブル政権の白書で概念的な変更が行われたとしても、その評価をする際には実態に合わせる形で文書上の文言を再調整したという側面を無視することはできないかもしれない。

このように、兵力体制決定要因を含む概念の変更が実質的にどこまで意味のあるものかどうかを判断するには、やはり単なる概念の分析だけに留まらず①国防白書あるいは同時に公表が予定されている詳細な取得計画においてどのような兵力体制の具体的構想が示されるのか、そして、②必要な財政的裏付けをどの程度与えるのかという2つの論点とあわせて検討する必要があるだろう。①と②において、兵力体制決定要因に関する考え方の変更と連動した中身のある方針が示されれば、上記の概念変更を単なる言葉の変更であるかのように過度にシニカルなとらえ方をする必要はないだろう。

この文脈で、とりわけ専門家の間で議論されている論点が予算をめぐる問題である。アボット前政権は2024年頃までにGDP比2%水準の国防予算規模の達成を明確に目標として掲げていたが、この方針がターンブル政権の下でも引き継がれているのか本章執筆の時点でははっきりしない。アボット政権の方針を引き継ぐのか、変更されるのかが、今回の国防白書見直しに与えられた重要な課題となっている。なお、2016年1月に開催された米豪首脳会談の成果文書は、ターンブル政権として初めて国防費GDP比2%の公約に言及した公式文書となったが、具体的にいつ頃までにこの目標を達成するのかは示されておらず、同政権の国防予算に関する政策は不明確なままであるといえよう。むしろ、本成果文書が確認した重要な事実は、オーストラリアの国防費増額について米国が高い期待を寄せていることであり、GDP比2%の公約は同盟国としてのオーストラリアの役割に関連する問題であることが改めて浮き彫りになったといえよう。

2 インド太平洋関与の継続

(1) 米豪同盟協力

2011年11月に「戦力態勢イニシアティブ」が発表され、翌2012年4月よりダーウィンにおける米海兵隊ローテーション展開が開始されて以来、米豪同盟はインド太平洋地域への関与の文脈でさらなる協力関係構築に邁進してきた。2014年7月には米豪「戦力態勢協定」が調印され、今後の米軍展開の拡大をにらみ、所要のインフラ整備などに関する費用分担の考え方を含めて既存の米軍地位協定を補完する各種の法的取り決め事項が合意された。また、2015年10月に開催された米豪国防相会談においては、新たに「21世紀の防衛協力に関する豪国防省と米国防省の声明」が署名され、「戦力態勢イニシアティブ」を通じて地域安全保障をサポートする統合能力を強化し、米豪の相互運用性を強化していく方針が確認されている¹⁴。このような中、2015年は既存の「戦力態勢イニシアティブ」の延長線上でいくつかの実務的な進展が見られた年であったと評価することができる。

駐ダーウィン海兵ローテーション部隊（MRF-D）は2014年同様、約1,100人規模の部隊を2015年4月から10月頃の乾期においてロバートソン駐屯地およびダーウィン空軍基地を主要な拠点としつつ展開した。MRF-Dは豪軍との各種訓練に参加すると同時に、7月には日米豪陸軍共同訓練「サザンジャッカル」に参加し、また9月には米豪中「環境生存」訓練「コワリ」に参加するなど、オーストラリアを拠点とした地域諸国への関与を行っている¹⁵。米豪2国間にとどまらない地域諸国を巻き込んだ共同訓練は、米豪同盟が共同で推進する地域関与の強化を具体的に推進するものであるといえるだろう。また、オーストラリアは水陸両用能力の構築に向けた取り組みを進めており、すでに2014年11月に1番艦が導入され、また2016年までに2番艦が導入予定の27,000t級キャンベラ型大型揚陸艦（LHD）と「ブラン・ベアシーバ」に基づき豪陸軍第1、第2、第7旅団が提供する「水陸両用即応部隊」によって

地域における平和作戦などをより積極的に行う方針であるが、ダーウィンに展開する米海兵隊との訓練強化はこのようなオーストラリアの能力構築を支援する意義があるだろう。なお、2015年6月に豪軍が大型のLHDを導入するにあたって、ダーウィンの港湾設備増強に必要な予算が議会で承認されたが、豪議会調査局によれば、このことは米海兵隊のオーストラリア展開拡大を踏まえたインフラ整備という意義があるものと評価できる¹⁶。

他方で、海空軍の展開拡大やアクセス強化に関して今のところ新たな戦力展開に関する目立った発表は成されていないが、少なくとも今後の協力事項の検討が進められていることは明らかである¹⁷。2015年10月に開催された米豪国防相会談の結果発表された「21世紀の防衛協力に関する豪国防省および米国防省の声明」によれば、「領土紛争や資源をめぐる競争」あるいは「ルールに基づくグローバルな秩序に対するチャレンジ」が生起しつつある中で、「米豪戦力態勢イニシアティブをレバレッジとする特定の努力を行う」予定であり、特に「アジア太平洋・インド洋地域」における米豪防衛協力の具体的な強化策の検討が進められている¹⁸。また、同時期に開催された「AUSMIN 2015」によれば、「全分野における海軍協力の強化を追求することを決意」と明記され、米海軍との協力強化の方向性が強く打ち出されており、前年の「AUSMIN 2014」において、「さらなる海軍協力の可能性を議論」し、「2015

年に計画されている港湾訪問を歓迎」とされていた文言より踏み込んだものとなった¹⁹。また2015年2月にジョナサン・グリナート米海軍作戦部長はオーストラリア各地の「拠点利用 (basing)」を含む長期的なオプション検討がなされていることを明らかにした。

同じく、米空軍のアクセス強化や米豪空軍間協力の強化に関しても、新たな具体的措置の発表はないものの、すでに2005年に米豪政府間で合意されていた「戦略爆撃機訓練プログラム」に基づき米空軍戦略爆撃機の各種活動が引き続き定期的に実施されている²⁰。2014年12月には米空軍B-52爆撃機1機と給油機1機が、また2015年6月には米豪統合演習「タリスマン・セーバー」の期間中に米空軍B-52爆撃機2機がオーストラリアに展開し、デラメール航空火器射場を含むオーストラリア北部での爆撃や滑走路への低空アプローチを含む訓練活動を行っている²¹。

以上の通り、2015年はインド太平洋への関与強化の文脈において米豪同盟の実務的協力に一定の進展が見られた年であったが、一方で以下2つの事項を含む課題が浮き彫りになった年でもあった。第1の課題は、中東情勢の不安定化である。2011年以来米豪両国はインド太平洋地域への関与強化に共に取り組んできたが、その重要な前提はイラクやアフガニスタンといった中東での陸上作戦に区切りを付けることであった。ところが、近年「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の脅威が拡大するに従い、中東における米豪協力が再び強化されつつある。2014年8月より豪空軍はイラクにおいて人道支援物資の投下作戦を実施してきたが、同年9月よりFA-18を6機、KC-30Aを1機、E-7Aを1機投入し、同国における空爆を含む「オクラ作戦」を開始し、ISILに対応した国際的有志連合の活動に参加している²²。さらに、2015年9月以降、空爆範囲をシリアにまで拡大し、約400人規模の航空作戦群がアラブ首長国連邦のアルミンハード基地を拠点に活動している²³。さらに、イラクのバグダッド近郊において、豪陸軍約300人とニュージーランド陸軍約110人から構成される連合任務群である「任務群タジ」を編成し、2015年5月以降イラク軍の訓練と能力構築を支援している²⁴。もちろん、中東において米豪軍事協力が拡大したからといって、ただちにインド太平洋関与における両国の協力が大きく後退したことを意味するわけではない。他方で、ISILに対する作戦の拡大は、米国のアジア太平洋へのリバランスが議論され始めて以来指摘され続けてきた、中東の不安定化による

インド太平洋関与の停滞というシナリオが現実的なリスクであることを示しているといえよう。

インド太平洋への関与強化を目指す米豪同盟が直面する第2の課題は、米豪同盟における中国要因をめぐるものである。米豪同盟は、すでに論じた2015年AUSMINにおける共同声明に見られる通り、南シナ海における中国の活動について一致して戦略的なメッセージを発信するなど協力関係を深めつつある。他方で、中国をめぐる両国の足並みが完全に揃っているとまでは言い切れない。2015年5月にデービッド・シェアー米国防次官補が、議会公聴会において対中国の文脈でオーストラリアにおける米空軍B-1爆撃機のアクセス強化を検討中であると発言したことが報じられると、アボット首相は、米豪同盟は第三国に対して向けられたものではないと強調し、対中配慮をにじませる発言をしている²⁵。

米空軍爆撃機のオーストラリア展開強化をめぐることは、もともとジュリア・ギラード労働党政権の時代（2010～2013年）にも米豪間で協議が進められていた。ところが、当時の閣内で中国の反応を気にする声があり、ギラード政権は判断を見送っていた²⁶。その意味で、保守連合政権の発足後、この分野で具体的な協力が進展するかどうか重要な注目点であったといえる。米空軍B-1爆撃機のアクセス強化をめぐるアボット首相の発言は、中国への配慮という論点が「戦力態勢イニシアティブ」をめぐる依然として重要な考慮事項であり続けていることを示唆しているように思われる。

(2) 不安定なインドネシアとの関係

オーストラリアとインドネシアの2国間関係について、歴代の政権は、インド太平洋地域でオーストラリアが有する最も重要な2国間関係として重要視してきた。また、ターンブル政権下においても、首相の訪問国としてニュージーランドの次にインドネシアを選ぶなど、引き続き重要視している。

ただ、近年2国間関係はオーストラリア側の意図どおりには進展しない不安定な状況が続いてきた。2013年10月から米情報機関の元職員エドワード・スノーデンによるリークに起因した関係悪化を経験し、軍事交流の停止や情報共有に関する協力の停止といった事態に発展していた。その後、スシーロ・バンバン・ユドヨノ大統領より、インテリジェンス活動について両国の共通理解を記した行動規範について合意を行い、そのうえで軍事交流などを再開していくという「6段階工程表」が提案された²⁷。これを受け、両国政府間で必要な作業が進められた結果、最終的に2014年8月に、マルティ・ナタレガワ外相とビショップ外相によって「行動規範に関する共同覚書」が調印された。同文書は、両国の国益を損ねる形でインテリジェンス活動を行わないことを約束し、またインテリジェンス関係機関の責任者が定期的な意見交換を行うことなどを記している。ナタレガワ外相は、これをもって、軍事交流やインテリジェンス協力が正常化されるとの見通しを示し、スノーデンによる暴露問題に揺れた2国間関係が再び発展の軌道に復帰することが期待された²⁸。

ところが、2国間関係を軌道に乗せる環境が整備された矢先に発生した新たな事案が、インドネシア政府によるオーストラリア国民の死刑問題であった。2014年に新たに発足したジョコ・ウィドド政権は、オーストラリア国籍を有する2人の人物を薬物売買に関わった罪で死刑にする方針を明らかにした。オーストラリア政府は再三にわたって死刑の中止を呼びかけたが、2015年4月に2人の死刑が執行されると、駐インドネシア豪大使がキャンベラに召還され、アボット政権はインドネシアとの関係を「何も無かったかのように」することはできないと述べ、2国間関係の停滞が懸念された。

ただ、このような2国間関係の政治的問題が長く尾を引くことはなかった。両国は早くも2015年の後半に安全保障分野を含めた2国間関係の正常化のための努力を開始し、これにおおむね成功したといえる。同年7月にインドネシアを訪問したビショップ外相は本問題が2国間関

係に「永続的なダメージ」を与えてはいないと述べ、2 国間関係が再び軌道に乗ることへの期待を表明した²⁹。さらに、同11月には新任のターンブル首相がインドネシアを訪問し、ジョコウィ大統領と親密な個人的関係を構築することに一定の成功を収めるなど両国間の政治的雰囲気は目に見えて改善することとなった。さらに、同年12月に第3回豪・インドネシア外務防衛閣僚協議（「2+2」会合）および「法と安全保障に係る閣僚協議」が同日に開催され、2 国間関係が死刑問題を乗り越えて正常化したことが確認された。

両国間関係が早期に正常化した理由の1つは、テロ対策における協力の必要性がますます緊急性を帯びてきたことにある。両国は ISIL への外国人戦闘員の流入や、ISIL や過激思想にシンパシーを覚える国内在住者の問題について安全保障上の懸念を高めており、関係各機関同士の情報共有やインドネシア政府機関の能力向上などの分野で協力を進めている。2015 年 12 月に両国は「国際テロリズムとの闘いに関する覚書」に署名し、今後法執行機関同士の協力やインテリジェンス共有、訓練や教育分野における協力強化を含めた対テロ協力をさらに緊密化する意思を表明している。

解説

日米豪印間の協力

近年、安全保障分野における日米豪印間の協力が活発化している。もちろん、4 国間の協力は必ずしも新しい現象ではなく、例えば 2004 年 12 月に発生したインド洋地震・津波（ボクシングデー・ツナミ）を受けた国際的な HA/DR 活動において、初期の連携、調整を担った「コアグループ」を日米豪印 4 カ国が担った。さらに、2007 年 5 月には、ARF の高級事務レベル会合（SOM）が開催された際に、日米豪印の参加者による個別の会合が開催され、また同年 9 月にインド洋沖合で実施された海上演習「マラパール 2007-II」に米印に加えて日豪・シンガポールが参加するなど、4 カ国協力を強化する具体的なイニシアティブが観察された³⁰。その背景には、第 1 次安倍政権が進めた価値観外交の旗のもと、「インド太平洋」における民主主義国間の連携を促進する政策が進められたことがあった。もっともこのようなイニシアティブについては、中国包囲網ではないかとの批判や、インドと他の 3 国の実質的な関係が強化

されないままできなり4カ国協力を進めるのは早計ではないかとの意見が表出し、いったん下火になったといえる。

現在浮上しつつある日米豪印4カ国協力強化の動きは、必ずしも4者が一同に顔を合わせる仕組みを強化するものではなく、4カ国間のさまざまな2国間および3国間連携の強化を組み合わせる方法が模索されている。具体的には、2014年11月にナレンドラ・モディ首相とアボット首相が「安全保障協力に関する枠組み」構築で合意して以降、両国の国防当局間関係の強化が目に見えて進展している。特に、2015年9月には初となる豪印演習をインド洋沖合で開催し、対潜戦や乗船活動などの訓練を実施し、今後隔年で開催することが合意されている³¹。また、これと並行して、2015年6月にはニューデリーにて日豪印3国の次官級協議が開催され、また同年10月にニューヨークで日米印3国外相会談が開催されている。さらに、同月には、インド洋で実施されるマラバールに8年ぶりに海上自衛隊が参加し日米印演習が行われた。こうした動きは、「アクト・イースト」政策を進めるインドへの関与と協力強化が、日米豪3国にとって共通の重要課題として浮上していることを示唆している。

このような最近の動きは、これまで日米豪印関係発展の動きを制約してきた諸要因が過去のものとなったことを意味しているのであろうか。おそらく、そのような答えを導くのはいまだに早計であるといえるだろう。2007年に中国包囲網として批判された4カ国協力という形が明確に避けられている点を踏まれば、本論点が過去のものとなったとは言い切れないだろう。また、米国を抜きにした日豪印対話の存在は、米国の存在に対するインドの違和感を払拭できていない可能性も示唆している。実際に、ピショップ外相はメディアとのインタビューの中で、「4カ国の動きは時期尚早である。日豪両国は米国が戦略的に最も重要な同盟国である点で認識を共有している」と強調し、インドとの対米姿勢の違いに触れている³²。いずれにせよ、これらの論点を検証し、日米豪印4カ国間の連携強化の動きが地域秩序にとってどのような意義を有することになるのかについては、今後の展開を見守る必要があるだろう。

3 「準同盟国」としてのオーストラリア

(1) 日豪「準同盟」論

2014年4月の東京会談でアボット首相と安倍晋三首相は、日豪関係を「新たな特別な関係」に発展させるヴィジョンを共同声明の中で発表した。「新たな特別な関係」とはかつてウィンストン・チャーチル首相が言及した米英の特別な関係を類推させる歴史的アナロジーであり、

日豪の協力強化に対する両首脳の意気込みを象徴する表現であるといえる。同年7月に訪豪した安倍首相は、オーストラリア議会における演説で安全保障分野における日豪協力のさらなる発展への期待を表明し、インド洋から太平洋にいたる地域におけるルールに基づく秩序を推進するために両国間の協力が重要であると強調した³³。また、2015年9月18日に行われた日豪首脳電話会談において、同月に就任したターンブル首相と安倍首相は「特別な戦略的パートナーシップ」を前進させる共通の意思を表明し、新政権の下でも引き続き日豪関係を発展させる方針を確認した。

「新たな特別な関係」の名の下、日豪防衛協力が目指す戦略的な方向性を一言でいえば、非伝統的分野を超えた協力の模索であるといえよう。過去数年にわたって日本の防衛白書においては、日豪関係を災害救援や国連PKOに代表されるいわゆる「非伝統的安全保障分野を中心」とした協力と表現してきた。ところが、「新たな特別な関係」の下、日豪両国の新たな協力事項として検討が進む4つの分野は、非伝統的安全保障にとどまらない意義を有するものと思われる。以下では各分野の協力検討の方向性とその課題の双方について分析する。

第1に、防衛装備技術協力である。2014年7月に日豪首脳は防衛装備品移転協定に署名し、同年10月の日豪防衛相会談においてオーストラリアの将来の潜水艦計画に関する協力の可能性を検討することで合意している。オーストラリア政府は、南シナ海を含む東南アジアやインド洋と太平洋の一部を含む広い海域でコリンズ級並みの持続的な活動を行う能力を有し、米国製戦闘システムAN/BYG-1および魚雷Mk48CBASSを搭載した通常動力型の潜水艦を12隻導入する予定である³⁴。オーストラリアは「競争的評価プロセス」と呼ばれる海外パートナーの選定作業を進めており、日本政府は2015年5月の国家安全保障会議での議論を経て同プロセスへの参加を決定したが、さらにドイツの造船メーカーで、長年オーストラリアの国防関連事業に関わってきたTKMS社とフランスの原子力潜水艦建造で実績のあるDCNS社が参加している。

2015年11月30日までに①豪国内建造、②海外建造、③両者の混合形態の3つのオプションに関して3者がそれぞれ企画を提出しており、翌2016年に選定結果が公表されることとなっている³⁵。

本分野での日豪協力の検討は数多くの戦略的意義を有しているものと思われる。米国の緊密な同盟国であり、インド太平洋のルールに基づく秩序の維持において積極的な役割を模索するオーストラリアが潜水艦戦力を維持することは、地域の安全保障にとり重要な意義を持つ。仮に潜水艦という高度に戦略的な装備品の取得に関して日豪協力が具体的な進展をみせた場合、両国の戦略的関係が一層緊密になる効果があるだろう。また、2014年4月に防衛装備品移転に関する新たな三原則を決定したばかりの日本にとり、その防衛産業が海外事業展開の実績と経験を積み上げる上でも貴重な機会になることが期待される。

さらに、潜水艦に関する協力の意義は、装備技術協力の分野に留まらない戦略的可能性を秘めている。この点について中谷元防衛相は、2015年11月に訪豪した際に「単に防衛装備品の移転に止まらず、日豪、日米豪での潜水艦の運用協力に繋げることにより」、「アジア太平洋地域の航行の自由の確保に大きく貢献をする」ことが可能である点を強調している³⁶。このように潜水艦に係る装備技術協力を出発点に、日豪防衛協力がアジア太平洋の地域安全保障においてこれまでに無い役割を果たす新たな可能性が浮上しているといえよう。

将来潜水艦計画に関するオーストラリア政府の発言は時とともに推移してきた。2015年2月に豪軍司令官マーク・ビンスキ空軍大將は経済と国防の双方の観点から将来潜水艦を「オーストラリア国内で建造する必要はない」と明言していた³⁷。ただ、これ以

降オーストラリア政府の高官からこのような発言がなされることはなくなり、すでに述べたとおり、あくまでオーストラリア国内で建造するオプションを排除せず、さらに検討にあたっては能力や費用あるいは「戦略的考慮」だけではなく、国内産業の参画も含めた総合的な観点で「競争的評価プロセス」が進められている。

このように時間の経過とともに保守連合政権は明らかにオーストラリアの造船業が本事業に参画することを重要事項として扱う姿勢を鮮明にしていたが、その背景には次のような相互に関連する2つの国内政治の力学が働いているものと思われる。1つは、雇用の問題である。南オーストラリア州を中心とするオーストラリアの造船産業は今後大型の船舶建造が行われない空白期間が訪れる「死の谷」の問題に直面するとされ、同州の地元産業や与党自由党のクリストファー・パイン議員をはじめとする同州出身議員から経済対策や雇用対策に関する強い要望が存在する。このような中、オーストラリアの造船業や国内雇用の扱いは政治的に極めて敏感なイシューとなっている。例えば、2014年11月に議会においてデービッド・ジョンストン国防相が国内の造船業には「カヌー建造すら信頼して頼めない」と発言すると、アボット首相は国防相を事実上更迭するまでに追い込まれることとなった。

もうひとつの要素は、政府与党の支持率低迷とその後の政治的混乱である。オーストラリアは2016年に議会選挙を控えており、支持率が低迷するアボット首相を交代させる動きがくすぶり続けてきた。このような中、アボット首相は国内の雇用の問題を一層重視し、南オーストラリア州出身議員の支持をつなぎ止める努力をせざるを得なくなったといえるだろう。その後、同年9月に党首選が開催され、アボット首相が失脚し、ターンブル首相が就任したことはすでに述べた³⁸。ターンブル新政権はオーストラリア経済の活性化を最大の課題に掲げており、また「競争的評価プロセス」においても引き続き雇用の問題を重要な考慮事項の1つとして扱う方針を維持している。

なお、ターンブル政権発足直後、日本のメディアや有識者の間では新

政権がアボット政権同様に日豪関係を重要視するのか疑問を呈する声が存在したが、このような懸念はおおむね杞憂に過ぎなかったといえるだろう。2015年11月に第6回日豪外務・防衛閣僚協議が開催されるとともに、翌12月にターンブル首相が訪日したことで、新政権が対日関係を引き続き重視する方針は早い段階で確認されたものといえる。

日豪が「新たな特別な関係」の下、検討を進める第2の協力分野は、「海洋安全保障分野」における能力構築支援に関する日米豪3カ国協力である。すでに日豪両国は、2013年10月に東ティモールにおいて、また2014年7月にはパプアニューギニアでオーストラリアが主催した人道支援・災害救援（HA/DR）などに関するセミナー「ロングリーチ」に対し、日本側が講師を派遣する形で協力を行っている³⁹。また、豪国防省から文民要員がすでに数次にわたって日本の防衛省（国際政策課能力構築支援室）に派遣され、日本が実施する能力構築支援事業に実務スタッフとして参加してきたが、2015年6月から9月には初めて防衛省から同じくシビリアンの要員がキャンベラの豪国防省に派遣され、主に南太平洋におけるオーストラリアの能力構築支援事業（同国では「国防協力事業」と呼ばれている）の実務に参加している。

2015年5月の日米豪防衛相会談では、今後の協力拡大の方向性として、東南アジア諸国に対する海洋安全保障分野の能力構築支援について3カ国協力を検討していく方針が確認された⁴⁰。その後の記者会見において中谷防衛相は、南シナ海の周辺国に対する能力構築支援を含め、今後日豪スタッフトークスや安全保障防衛協力フォーラム（SDCF）において議論を進める方針を説明している⁴¹。東南アジアを含めたインド太平洋地域において、力による一方的な現状変更の試みが懸念される中、東南アジア諸国の防衛能力向上のための支援が有する戦略的な意義は言をまたない。このような観点から専門家の間ではさまざまな政策提言がなされており、例えばスティムソンセンターが最近発表した報告書によれば、南シナ海沿岸国の海洋監視能力の向上、巡視船の増強、作戦状況の共有、必要な財政的な支援を行う「戦略的ファイナンス」といった野

心的なアイデアも示されている⁴²。

今後の論点の1つは、防衛当局による能力構築支援の範囲をめぐるものであろう。例えば、豪軍および国防省は他国に対する巡視船の供与や関連する訓練を長年実施してきたが、日本政府において同様の分野は防衛省・自衛隊の能力構築支援ではなく、政府開発援助を通じて実施されている。このように一口に防衛当局の能力構築支援といっても、日豪間に事業の性格や所掌範囲の違いがあり、まずは相互理解を深めることが重要であるものと思われる。また、人員や予算が限られた中で具体的な協力案件を模索することは決して容易なことではない。このような資源的な制約はオーストラリア側も同様であり、特に能力構築支援分野においては南太平洋が明確な優先地域である中で東南アジアでの事業を拡大する予算的あるいは人員上の余力がどれほど残されているのかは不透明である。

日豪協力に関する第3の論点は、平和安全法制が日豪防衛協力に及ぼす中長期的なインプリケーションである。2014年7月に日本政府が「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を閣議決定した際や、2015年4月に日米同盟の新たな防衛協力の指針が承認された際、さらに同年9月に平和安全法制関連2法が可決された際に、それぞれ外相声明あるいは国防相声明を発出し、「これらの改革は国連憲章が認める集団的自衛権の行使を含め日本が国際的な平和と安定により大きく貢献することを可能とするもの」であり、「歓迎する」と明言している⁴³。このような方針はターブル政権においても変更はなく、2015年9月18日に行われた日豪首脳電話会談においても、ターブル首相より「平和安全法制を支持する旨」が表明されている⁴⁴。

もちろん平和安全法制の成立をもって、直ちに日豪防衛協力の質が変革するわけではなく、法理上実現可能であっても、政策上どのような形で具体的な協力につなげるかについては日本国内および日豪間で実務的な議論を重ねない限り見えてこないだろう。ただ、少なくとも両国はこ

れまでもイラク人道復興支援や国連 PKO において実務的協力の実績があり、仮に将来的にこうした協力を行う際には、改正 PKO 法や国際平和支援法によってより迅速で効果的な活動を行うことが期待される。日豪物品役務相互提供協定（ACSA）の在り方見直しも含めて平和安全法制が日豪関係にどのように影響を与えるかが、今後重要な論点となってくるであろう。

日豪間協力に関する最後の論点として、共同訓練の拡充が挙げられる。日米豪3カ国はすでに陸海空軍種間で各種の共同訓練を行ってきた実績があるが、これをさらに拡充する方向で合意しており、この文脈で重要な取り組みとして、日米・米豪両同盟が実施する共同訓練へ日豪両国の部隊が相互に参画を進めている。最近では、2014年12月に行われた日米共同方面隊指揮所演習にオブザーバー参加した豪軍要員5人のうち3人が初めて統裁部要員として演習に参加している⁴⁵。また2015年7月に陸上自衛隊西方普通科連隊の隊員50人が「タリスマン・セーバー」米豪共同演習に参加し、水陸両用訓練を実施している。もっとも今回の陸自部隊の活動実態は、あくまで「タリスマン・セーバー」の機会をとらえて、オーストラリアにおいて日米共同の実動訓練を行った形である。これについてオーストラリア側は、演習の主要目的は引き続き米豪同盟の「即応性」向上であると説明し、日本の部隊はあくまで「米軍と共に活動する」点を強調している⁴⁶。また、特に米豪両国の陸軍種はアフガニスタンやイラクにおいて長年緊密に作戦上の協力を行ってきた実績に基づく高い相互運用性を獲得しており、米豪同盟の演習にそのような経験を有しない他国が参加するハードルは決して低くはないだろう。このように米国を軸とした2つの同盟への日豪両国の参画はまだ緒に就いたばかりで、その規模および態様も限定的であると評価できよう。

このような同盟の演習への参画を含め両国の領域で共同訓練の機会を拡大する上で、今後重要な検討事項となるのが、いわゆる相互の領域内での活動を円滑化するための協定であろう。2014年7月の日豪首脳会談後の共同声明では、「共同運用と訓練を円滑化するため行政的、

政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の作成に向けて交渉を開始する」と発表がなされた。各種手続きを簡素化あるいは迅速化する合意は、共同訓練の拡大を含む日豪防衛協力の強化につながるものと思われる⁴⁷。本協定交渉の詳細は公表されていないが、一般的な論点を挙げれば、例えば、軍事組織が他国に入国する際には、当然税関、移民、検疫（CIQ）のチェックを受けることになるが、機密性の高い装備品のチェックや CIQ の時間的コストの是非が論点になりうるものと思われる。

また、訓練においては負傷者に備えて医務官、衛生兵を帯同することが重要であるが、仮にオーストラリアの医師免許を保持していない自衛隊要員が医療活動をオーストラリアで行う場合、これは適法性が担保されているといえるのか。あるいは、日本で車両登録していない豪軍車両が日本国内の公道を使用して移動することを法律上どのように扱うべきなのかといった課題がある。これらの幅広い法的な論点は多くの省庁が個別に所管する法律群にまたがる検討が必要であり、仮に、上記の論点を含めて包括的な円滑化の合意が得られれば、それは日本政府全体としてオーストラリアとの関係強化にコミットする姿勢をシンボリックに表現する意義も見いだせるだろう。

以上の4分野は、日豪両国が従来から取り組んできた HA/DR や PKO といったいわゆる非伝統的安全保障活動にとどまらないインプリケーションを有する新たな協力項目であるといえよう。そして、このような最近の方向性を日豪関係の歴史的視座から鳥瞰すれば、両国関係が、2007年3月の安全保障共同宣言以来、非伝統的安全保障を中心とした協力関係構築を目指してきた「第1の変革」期から、伝統的安全保障分野へと協力の拡大を模索する「第2の変革」期に入りつつあると評価することができるだろう。このように日豪両国が防衛協力の新たな分野を積極的に開拓する背景には、インド太平洋の地域秩序に関する両国の重要な認識の一致があるといえる。長きにわたり日豪は共通の同盟国である米国のインド太平洋関与を積極的に支援し、また東南アジア諸国

連合（ASEAN）を中心とする多国間アーキテクチャに積極的に参画するなど、地域秩序形成の文脈で問題意識を共有してきた。さらに、特に2013年9月の保守連合政権発足後、両国は中国の「力による一方的な現状変更の試み」に対する強力な戦略的メッセージを発信する上で従来以上に足並みを揃えることに成功している。

このことは、2015年5月の日米豪防衛相会談が共同声明において、「中国による埋め立てに対する深刻な懸念」を表明し、各国に「緊張を高めかねない挑発的な行動を抑えるように」促したことにも表れているといえよう。このように中国の台頭に関する問題意識を深める日豪両国は、さらに南シナ海において埋め立て活動や人工構造物の軍事利用の公言を含むさまざまな動きが見られる中、共通の同盟国である米国と共に、これらの活動に対していかに「コストを付与」し、さらなる拡大の抑止を図るか、またそのためにいかに3国が連携するかについて検討を進めている。このように地域秩序に関する両国の認識が相当程度一致していることから、日本はオーストラリアを「準同盟国」と呼び、米国に次ぐ緊密なパートナーと位置付けている。

防衛分野における日豪関係は着実に発展しているものの、その前途には課題も存在している。その1つは、中国に関する両国の認識や政策のギャップの問題である。上記で分析したとおり、近年日豪両国は戦略的メッセージの発信を含めて中国に関する政策的方向性を共有する場面が目立つものの、同時に日豪両国の対中姿勢が常に一致しているわけではなく、またそのことにオーストラリア政府が問題意識を感じている点を忘れてはならない。特に、近年アボット政権およびターンプル政権がともに対中関与の重要性を日本や米国に訴え続けていることが注目される。この点については、2014年7月に安倍首相がオーストラリア議會を訪れた際にアボット首相が行った以下の演説の一節に表れているといえよう。アボット首相は「我々のパートナーシップは誰かに対抗するためのものではない」と強調し、「我々の目的は関与であり、本年行われた環太平洋合同演習（RIMPAC）への中国の参加が例示するように、

この地域により大きな信頼と開放性がもたらされることを我々は歓迎する」と述べ、対中関与の重要性を強調している。

この文脈で2015年に生じた具体的な課題は、アジアインフラ開発銀行（AIIB）への加盟問題であった。アボット政権は当初、当面 AIIB に加盟しない姿勢を見せていたものの、中国側からの追加の説明などもあり、最終的に設立時からの加盟を決定し、実際2015年6月に北京にてジョー・ホキー財務相が合意文書に調印することとなった⁴⁸。このことは保守連合政権下において、日米両国とオーストラリアの対中政策が明示的に異なるものとなった数少ない例であった。AIIBは経済協力に関する組織であるが、本問題についてオーストラリア政府は国家安全保障会議（National Security Committee of the Cabinet）で議論をしており、単なる経済的意味を超えた安全保障上の課題と捉えられていたことは間違いない。

本件に関するターンプル政権の姿勢を検討する上で、2015年10月にビショップ外相がワシントンDCの戦略国際問題研究所（CSIS）にて行った演説は示唆的である⁴⁹。ビショップ外相は「グローバルな秩序」は「台頭する諸国が有する正統な利益を受容する」形で「アップデート」されなければならないと訴え、まさにこのような「正統な利益」の文脈でAIIBを具体的に引き合いに出したのである。明らかにオーストラリアは対中関与の重要性を日米両国に向けて訴え続けており、そこには「対中関与に関するギャップ」の問題が潜んでいる可能性もある。これらの論点や潜在的な問題も念頭に置きつつ、中国に対する関与について日豪間あるいは日米豪間で議論を深めることがこれまで以上に重要になっている。

第2の課題は、防衛分野における日豪関係を眺める両国の有識者や一般国民の視野に関わるものである。振り返ってみれば、オーストラリアの将来潜水艦をめぐる協力の可能性が取りざたされて以来、日豪両国のメディアや識者間の議論においては本件に関する話題が目立つようになった。そのこと自体は潜水艦という高度に戦略的な装備の性質や本章

で指摘した日米豪間の潜水艦運用協力の含意を踏まえれば決して不思議なことではない。他方で、防衛分野における日豪協力は潜水艦協力の検討にとどまらない裾野の広いものに発展しつつあり、本章で分析した諸分野を含めた広い視座で日豪関係を眺める必要がある。潜水艦に係る協力の可能性にだけ目を向けた視点は、日豪関係を眺める視座として不十分であるし、潜水艦に係る協力の行方だけで日豪関係に関する評価が過度に左右されることがあれば、それは両国関係にとって必ずしも健全ではないといえるだろう。

(2) 多国間アーキテクチャと日米豪協力

本章では「新たな特別な関係」の下、伝統的安全保障を見据えた協力を日豪両国が検討しつつある点に光を当ててきたが、その一方で従来から日豪両国が取り組んできた非伝統的安全保障分野の協力の意義は決して失われていない。むしろ、対 ASEAN 関与や ASEAN を中心とする多国間アーキテクチャへの参画をめぐっては、以下で見るとおり HA/DR 分野を含む非伝統的安全保障分野の日豪協力は一層重要性を増しているといえる。日本の「積極的平和主義」および「地球儀を俯瞰する外交」とオーストラリアのインド太平洋関与強化という両国の安全保障戦略は、ASEAN ならびに東南アジア諸国への関与強化という重要な方針を共有している。特に 2010 年に開始された拡大 ASEAN 国防相会議 (ADMM プラス) の重要性が高まっており、日豪両国は同盟国である米国と共にこの文脈で「多国間アーキテクチャの中の日米豪協力」ともいえる連携を進めている。

日本は 2014 年 4 月以降、約 3 年間 ADMM プラスの下に設置されている HA/DR に関する専門家会合 (HA/DR・EWG) の共同議長国を務めており、ASEAN 側の共同議長国であるラオスと共に ASEAN10 カ国と日米中韓露豪印ニュージーランドの実務的協力を推進する上でリーダーシップを発揮すべき立場にある。この文脈で同盟国である米国およびオーストラリアは、HA/DR 活動において実績と能力を有した重要な

パートナーであり、実際に2011年3月に発生した東日本大震災を受けたHA/DR活動や2013年11月のフィリピン大型台風「ハイエン」による災害を受けた国際的なHA/DR活動においてもACSAを活用した協力を行うなど、同分野において日米豪3国は緊密に協力を行ってきた。このような実績と能力に基づいて日米豪3国は、ADMMプラスのHA/DR・EWG協力を前進させる上で実務的な協力を行っている。

2014年12月にラオスにおいて開催されたHA/DR・EWG会合のサイドラインでは、日米豪3国の実務者会合が開かれ、今後同会合の成功に向けて3国で緊密に協力していくことが確認された。HA/DR・EWGの作業事項の1つとして、防衛当局による国際的なHA/DR活動に関する行動指針を定めた標準作業手続書（SOP）の策定が日本とラオス主導で進められているが、オーストラリアおよび米国はこれに対する実務的な知見の提供を積極的に行っている。また、2015年8月にHA/DR・EWGの各種作業や議論の内容を検証することを目的とした机上演習（TTX）がラオスにおいて開催されたが、米豪両国はTTXにおけるグループセッションをとりまとめる「ファシリテーター」を派遣し、同会合の成功に具体的な貢献を行っている。また、これらの事項以外に、HA/DR・EWGにおいては、国際的なHA/DRミッションに参加する外国軍部隊をめぐる法的論点に関して議論が進められているが、オーストラリアはセミナーにおいて、「モデル地位協定」案を議論のたたき台として提起し、HA/DR・EWGが進める法的論点リストの洗い出し作業を知的に支援するなど同分野においてもさまざまな知見を提供している。

日米豪3国が、HA/DR分野におけるASEANを中心とした多国間協力を進める上で緊密に連携している背景には、3国が次の2つの事項について長期的な戦略的意義を見いだしていることがあるだろう。第1に、ASEANの一体性の支援である。現在ASEAN10カ国の国防当局は地域における災害対応に際して、ASEANがより一体的に対応する体制整備を目指している。この文脈で、ASEAN国防相会議（ADMM）はASEAN10カ国が供出する要員から構成されるASEAN即応群（ARG）

を立ち上げる構想を進めている。日本が共同議長国を務める HA/DR・EWG が生み出すさまざまな実務的成果は、ARG 構想に資するものとみなされており、その意味で防衛分野における ASEAN の一体性強化に具体的に貢献するものと評価できよう。第2の意義は、「開かれたアジア」の維持である。ASEAN は ADMM プラスに留まらず、ASEAN 地域フォーラム (ARF) や東アジア首脳会議 (EAS) といった多国間枠組みを進める中心的役割を果たしており、こうした ASEAN が主導する多国間アーキテクチャは日米豪中韓露印ニュージーランドが広く参加する開放的な性質を有している。ASEAN の役割を支援し、多国間アーキテクチャの発展に貢献することは、このような「開かれたアジア」を維持、強化する上でも長期的な意義を有しているといえるだろう。

(注)

- 1) Tony Abbott, *Battlelines*, Melbourne University Press, 2009, pp. 158-161.
- 2) *Bloomberg*, May 11, 2015; *Australian*, June 11, 2015.
- 3) Australian Department of Defence, "Press Conference with David Johnston: Update on Australian Defence Force Operations," August 19, 2015; Australian Department of Defence, "Australian Defence Force Concludes Exercise Bersama Shield," May 20, 2015; *Australian*, June 11, 2015.
- 4) US Department of State, "2015 Australia-United States Ministerial (AUSMIN) Joint Statement," October 13 2015.
- 5) Australian Department of Defence, "Minister for Defence-Statement-Freedom of Navigation in the South China Sea," October 27, 2015.
- 6) Malcolm Turnbull, "Hugh White's China Choice," *The Monthly* (online), August 2012.
- 7) Australian Department of Defence, *Defence White Paper 2000: Our Future Defence Force*, November 2000, pp. 29-32; Australian Department of Defence, *Defence White Paper 2009: Defending Australia in the Asia Pacific Century: Force 2030*, May 2009, pp. 41-52.
- 8) Commonwealth of Australia, *Australian Defence*, Australian Government Publishing Service, November 1976, pp. 10-11; Commonwealth of Australia, *The Defence of Australia*, Australian Government Publishing Service, March 1987, pp. 1-3.
- 9) David Hurley, "Address to the National Security Institute," Lowy Institute for

- International Policy, March 7, 2014.
- 10) Australian Department of Defence, "Australia's Defence Policy and Relationship with India," September 2, 2015.
 - 11) Ibid.
 - 12) Hugh White, "Four Decades of the Defence of Australia: Reflections on Australian Defence Policy over the Past 40 Years," in Ron Huiskens and Meredith Thatcher, eds., *History as Policy*, ANU Press, 2007, p. 182.
 - 13) Bob Carr, *Diary of a Foreign Minister*, New South Publishing, 2014, p. 395.
 - 14) Australian Department of Defence, "Australian Department of Defence-U.S. Department of Defense Statement on Defense Cooperation in the 21st Century," October 17, 2015.
 - 15) US Marine Corps Forces, "Australians Welcome Participants at the Exercise Kowari 15 Opening Ceremony," August 31, 2015.
 - 16) Australian Department of Defence, "Parliamentary Secretary to the Minister for Defence and Northern Territory Chief Minister-Defence to Contribute to Facilities Project for Darwin," June 23, 2015.
 - 17) *Navy Times*, February 14, 2015.
 - 18) Australian Department of Defence, "Australian Department of Defence-U.S. Department of Defense Statement on Defense Cooperation in the 21st Century."
 - 19) Australian Department of Foreign Affairs and Trade, "Australia-United States Ministerial Consultations Joint Statement 2015," October 13, 2015.
 - 20) Australian Department of Foreign Affairs and Trade, "Australia-United States Ministerial Consultations Joint Communiqué 2005," November 18, 2005.
 - 21) *Air Force Times*, December 11, 2014; US Strategic Command, "B-52 Indo-Asia-Pacific Trip," July 2, 2015.
 - 22) Australian Department of Defence, "Chief of the Defence Force Statement on Iraq," September 14, 2014.
 - 23) ABC News, September 15, 2014.
 - 24) Australian Department of Defence, "Task Group TAJI," Global Operations website.
 - 25) Australian Department of the Prime Minister and Cabinet, "Joint Doorstop Interview, Melbourne," May 16, 2015; *News.Com.AU*, May 15, 2015.
 - 26) Bob Carr, *Diary of a Foreign Minister*, University of New South Wales Press, 2013, pp. 142-146.
 - 27) *Sydney Morning Herald*, December 5, 2013.
 - 28) *Reuters*, August 19, 2014.
 - 29) ABC News, April 29, 2015.

- 30) US 7th Fleet Public Affairs, “Exercise Malabar 07-2 Kicks Off,” September 7, 2007.
- 31) Australian Department of Defence, “Joint Communique-India-Australia Defence Ministers’ Meeting,” September 3, 2015.
- 32) *Wall Street Journal*, July 7, 2014.
- 33) 首相官邸「豪州国会両院総会安倍内閣総理大臣演説」2014年7月8日。
- 34) Australian Department of Defence, “Submarine Essentials FAQ,” SEA1000 website.
- 35) Australian Department of Defence, “Expert Advisory Panel on the Future Submarine Competitive Evaluation Process,” June 5, 2015.
- 36) 防衛省・自衛隊「日豪外務・防衛閣僚協議共同記者会見」2015年11月22日。
- 37) *Sydney Morning Herald*, February 17, 2015.
- 38) *Sydney Morning Herald*, September 15, 2015.
- 39) 防衛省・自衛隊「平成26年度パプアニューギニアにおける能力構築支援事業」防衛省・自衛隊ウェブサイト、防衛省・自衛隊「東ティモール民主共和国における能力構築支援事業」防衛省・自衛隊ウェブサイト。
- 40) 防衛省・自衛隊「日米豪防衛相会談共同声明」2015年5月30日。
- 41) 防衛省・自衛隊「大臣臨時会見概要」2015年5月30日。
- 42) Ken Jimbo, “Japan-US-Australia Cooperation on Capacity Building in Southeast Asia,” in Yuki Tatsumi, ed., *US-Japan-Australia Security Cooperation: Prospects and Challenges*, The Stimson Center, April 2015, pp. 61-76.
- 43) Australian Department of Foreign Affairs and Trade, “Australia Welcomes Japan’s Security Reforms,” September 19, 2015.
- 44) Australian Department of Defence, “International Participation in Exercise TALISMAN SABRE 2015,” May 18, 2015.
- 45) 陸上自衛隊「陸上幕僚長「平成26年度日米共同方面隊指揮所演習」について」2014年11月11日。
- 46) Australian Department of Defence, “International Participation in Exercise TALISMAN SABRE 2015.”
- 47) 外務省「21世紀のための特別な戦略的パートナーシップ」2014年7月8日。
- 48) Commonwealth of Australia, *House of Representatives Official Hansard*, Forty-Fourth Parliament, First Session, Seventh Period, No. 11, August 13, 2015.
- 49) Australian Department of Foreign Affairs and Trade, “Address to Center for Strategic and International Studies,” October 14, 2015.

第6章担当：石原雄介

